

登校許可証明書

千葉県立流山南高等学校

年 組 番 氏名

1 病名 _____

2 治療期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

上記の疾患はほぼ治癒し、他者に感染の恐れなく、登校してよいことを証明します。

平成 年 月 日

医療機関

医師名

㊞

出席停止について

学校保健安全法第19条に基づき、学校において予防すべき感染症については医師の診断により一定の期間出席停止になります。登校する場合は医師の許可が必要になりますので上記の「登校許可証明書」を書いていただき、クラス担任に提出してください。

病名	出席停止期間のめやす
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、など	感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	医師の指示による